

藤岡市空き店舗情報登録制度 概要

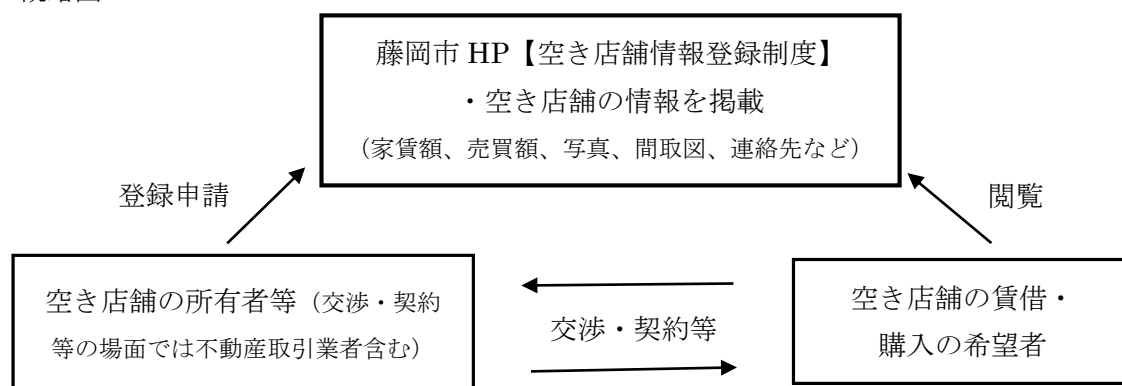
1. 目的

市内の空き店舗の利活用を促進するとともに地域産業の振興を図ることを目的としている。

2. 登録制度

藤岡市空き店舗情報登録制度に関する必要事項は、「藤岡市空き店舗情報登録制度に関する要綱」に定める。

3. 概略図



※空き店舗情報に関する問合せ、賃貸借又は売買の交渉・契約等については、「所有者等」と「賃借・購入の希望者」の間で、直接行っていただきます。藤岡市は、空き店舗情報の発信のみを行います。

4. 定義

(1) 空き店舗

市内に所在する店舗又は事務所であって、過去に事業の用に供されており、現に事業の用に供されていないもの（近く事業の用に供されなくなるものを含む）をいう。

(2) 登録制度

空き店舗の賃借又は購入を希望する者に空き店舗の情報を市ホームページに掲載して発信する制度をいう。

(3) 所有者等

空き店舗に係る所有権その他の権利により、当該空き店舗の賃貸又は売却を行うことができる権利を有する者をいう

（事務手続きが進むにつれて「所有者等」→「申請者」→「登録者」となる）

(4) 利用者

登録制度への登録申請を行う者及び空き店舗情報を閲覧する者

5. 利用料金

登録制度の利用は、無料とする。

6. 申請等に係る事務手続きの流れ

(1) 所有者等（申請者）が空き店舗情報登録制度登録申請書（様式第1号）と次の書類を添付して市（商工観光課）へ提出

- ①空き店舗の登記事項証明書
- ②空き店舗の写真、間取図及び位置図
- ③暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ④その他市長が必要と認める書類

- ・ 建築確認申請に関する確認済証などの写し
- ・ 当該物件に設置されている備品などの説明資料や写真

○上記以外として、当該物件に関する権利が申請者以外にもある場合は、「空き店舗情報登録承諾書（様式第3号）」を提出。

↓

(2) 市（商工観光課）は申請書に基づき審査を行い、承認・否認の決定を行う。

↓

(3) 藤岡市ホームページ（商工観光課のページ）に掲載

- ・ 掲載期間は3年間
- ・ 内容に変更があれば、所有者等（登録者）の届出書により随時変更
- ・ 市は、所有者等（登録者）に対し、当該物件に係る内容について照会を実施
- ・ 当該空き店舗に係る契約が成立等した場合、所有者（登録者）は届出書を提出
- ・ 市は、空き店舗の情報掲載が適当ではないと判断した場合は、登録を取り消す

7. 市の関与

市は、登録制度の運用に当たり、次に掲げる行為に関与しません

- ①登録空き店舗に関する問合せへの対応
- ②登録空き店舗の賃貸借又は売買の交渉
- ③上記①と②に掲げるもののほか、空き店舗情報の発信以外の行為

8. 空き店舗情報の問い合わせ先

- ・ 申請者である所有者等 又は 不動産取引業者